

【 5月の予定 】

- 9日(火) : スマホ教室 10:00~
- 18日(木) : にこにこサロン 10:30~
- 16日(火) : よろず会議 10:00~
- 24日(水) : 西中学校地区学習会開級式
- 27日(土) : 子ども料理教室 11:00~

今月の人権カレンダー

- 5月3日 憲法記念日
- 5月1日~7日 憲法週間
- 5月5日~11日 児童福祉週間
「小さなて みんなではぐくみ 育ててく」
子どもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えましょう。



はばたき人権文化センターだより

はばたき

発行:はばたき人権文化センター
住所:〒682-0872
倉吉市福吉町2丁目1514-7
電話:0858-22-0232(FAX兼)
E-Mail:habataki@ncn-k.net

5月号 NO.425 (2023年5月1日発行)



倉吉市人権教育研究会 ~令和5年度 会員募集のお知らせ~

差別の現実に学びながら「部落差別をはじめあらゆる差別の解消」をめざして研究をすすめ、一人ひとりが「人権尊重のまちづくり」への理解を深め、自分にできることを大切にしながら活動しています。本年度も会員募集を行います。この会の趣旨に賛同される方であれば、どなたでも加入できます。ぜひ、あなたのご加入をお待ちしています。

- 5月13日(土) 倉吉市人権教育研究会 総会
9:30~ 倉吉未来中心セミナールーム3

※総会後に内容が変更となる場合があります。

主な活動

1. 市民等への人権尊重・人権啓発活動
2. 会員対象の講演
3. 市民啓発ポスター・啓発冊子等の作成
4. 現地研修会・先進地視察の実施
5. 各中学校区人権(同和)教育研究協議会への研究指定
6. 人権啓発資料・広報の作成
7. 各種全国集会・大会への参加及び研修会の実施

【 入会申し込み方法 】

- ・ 会費 : 1人 年額 1,000 円
- ・ 申し込み方法 : 会費を添えて下記へお申込みください。
- ・ 申し込み先 : 倉吉市人権教育研究会事務局(人権政策課内)
倉吉市堺町2丁目253-1 市役所第2庁舎3階
電話 22-8130 / FAX 23-9100

- ※ はばたき人権文化センターでも入会できます。
- ※ あわせて倉吉市ホームページもご覧ください。



↑ 入会特典
「マルチ収納ケース」
プレゼント

生活で困っていることはありませんか?

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課、又は、最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課 TEL0858-22-8130
はばたき人権文化センター TEL0858-22-0232

はばたき人権文化センターがめざすもの ~みなさんとともに~

はばたき人権文化センターの前身である「福吉隣保館」は、同和对策事業を中心に運営を進めてきました。1994(平成6)年、倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例制定、その後、1997(平成9)年に福吉隣保館から「はばたき人権文化センター」と名称変更し、地域改善事業に地域交流事業を新たに追加して一般施策とし、あらゆる差別の解消に向けた取り組みを進めてきました。

《人権政策として》

- ◆2016(平成28)年 4月施行 「障害者差別解消法」
- ◆ 7月施行 「ヘイトスピーチ解消法」
- ◆ 12月施行 「部落差別解消推進法」
- ◆2019(令和 元)年 5月施行 「アイヌ新法」
- ◆ 11月施行 「ハンセン病家族補償法」

これらの人権関係法の趣旨の周知と啓発に努力していきます。



《福祉政策として》

社会福祉法の改正などにより「社会的孤立・孤独」「制度の狭間」「多様で複合的な困難を抱える世帯」などの課題を克服するために、地域を共に創っていく地域共生の実現を目指して、地域包括ケアシステム、重層的支援体制の一端を担っていきます。

差別、社会的排除、孤立なく人々が安心して暮らせるような地域づくり、持続可能なまちづくり、SDGs(持続可能な開発目標)の「誰一人取り残さない」という大きな目標に向かって、地域の社会資源とつながり、「社会的課題や困難を抱えた人(家庭)の把握と支援」、相談ニーズや地域生活課題を反映させた啓発等に取り組み、マイノリティの人々、社会的弱者に寄り添った生活支援・伴走支援に取り組み、地域の生活課題の解決のため、人権尊重のまちづくりを進めていきます。

5月5日~11日は、児童福祉週間です。4月に子ども基本法が施行になりましたが、まだまだ、子どもの人権が尊重されている社会とは言えません。子どもたちが大きな声で、自分の思いを表現できる社会づくりをみなさんとともにしていきましょう。

《4月こんなことをしました》

にこにこサロン (4月20日(木))

湯梨浜町長和田公園へ、見頃の芝桜を見に行きました。

当日は汗ばむ陽気で暑かったですが、きれいな花を見て癒されました。昼食は、みんなで一緒に外でおにぎりを食べました。美味しかったです。



おらせ

令和5年度

はばたき人権文化センター職員

- ・所長：山下 千之
- ・指導員：森 愛
- ・指導員：松岡 弥生
- ・指導員：村上 瑠美 (4月より新規)

今年度も、皆さんに気軽に立ち寄っていただけるセンターづくりをめざします。よろしくお願いいたします。

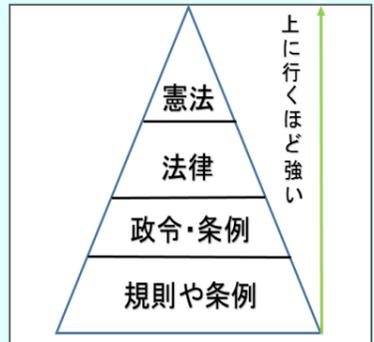


5月3日は憲法記念日に寄せて 「日本国憲法」

日本国憲法は、私たち国民が持っている人権を保障している最高法です。国民が制定した憲法によって、国家権力を制限し、人権保障をはかることを「立憲主義」と言います。これは、憲法についての最も基本的で大切な考え方です。

日本国憲法も立憲主義に基づく憲法として、国民の権利・自由を守る国に縛りかける役割を持っています。

日本国憲法の3原則：「**国民主権**」・「**平和主義**」・「**基本的人権の尊重**」



<5月のおすすめの本>

センターに新しく購入した書籍です。貸し出しもできますよ！



「子どもにつたえる 日本国憲法」

作：井上 ひさし 絵：いわさき ちひろ 出版社：講談社

日本国憲法のもとになっている考え方、重要な条文の内容、そして、なぜ憲法を簡単に変えてはいけないのか、「憲法ってつまりこういうこと」ということを、作者 井上ひさしさんが、実際に小学生に向かって話した内容を本にしたものです。

平和憲法の精神を表している「前文」と「第9条」を子どもにも読める言葉に翻訳し、いわさきちひろさんの優しい絵とともに、憲法の内容を心で感じてみましょう。今は亡きお二人の心からの願いが本になりました。

(作家：井上 ひさし さんの言葉)

「二度と武器では戦わない…。これは途方もない生き方ではないか。勇気のいる生き方ではないか。日本刀をふりかざして敵陣に切り込むより、もっと雄々しい生き方ではないか。度胸もいるし、智恵もいるし、とてもむずかしい生き方ではないか。そのころの私たちは、ほとんどの剣豪伝を語っていましたが、武芸の名人達人たちがいつもきまって山中に隠れたり政治を志したりする理由が、これでわかったと思いました。剣よりも強いものがあって、それは戦わずに生きること。このことを剣豪たちはその生涯の後半で知るが、いま、私たちはそれと同じ境地に立っている。なんて、誇らしくて、いい気分だろう。この子どものときの誇らしくていい気分を、なんとかしていまの子どもにも分けてあげたいと思って、私はこの本を手がけました。」

「ゴールデンカムイ」(全31巻)

著：野田 サトル 出版社：集英社

「不死身の杉元」、日露戦争での鬼神の如き武功から、そう謳われた兵士は、ある目的のため大金を欲し、かつてゴールドラッシュに沸いた北海道へ足を踏み入れる。アイヌが隠した膨大な埋蔵金への手掛かり、立ち塞がる圧倒的な大自然と凶悪な死刑囚、そしてアイヌの少女、エゾ狼との出会い。明治末期の北海道・樺太舞台にした金塊をめぐるサバイバルバトル漫画。

漫画はフィクションであっても、北海道の開拓の歴史、アイヌの人々の生活や文化の取材に裏打ちされて制作された漫画です。アイヌ民族の厳しい迫害の歴史を学べ入り口となる作品だと思えます。



振り返ってみましょう

・日本国憲法における私たちの権利

憲法第3章

- 11条…**基本的人権**は侵すことのできない**永久の権利**
- 12条…保障する自由及び権利は、**国民の不断の努力**によってこれを**保持**しなければならない。**公共の福祉**のためにこれを利用する**責任**を負う。
- 13条…すべて**国民は、個人として尊重**される。生命、自由、及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り最大の尊重**を必要とする。
- 14条…すべて国民は、**法の下での平等**。人種、信条、性別、社会的身分又は門地により差別されない。

「**国民主権**」は、国の政治の在り方を決定する最終決定権が国民にあるということです。

「**平和主義**」は、第2次世界大戦の反省から恒久平和を願い、第9条に戦争放棄、平和戦力不保持及び交戦権の否認を定めています。国際的に平和主義の国と見られてきました。

「**基本的人権の尊重**」は、侵すことのできない永久の権利と第11条に規定され、すべての国民が、第14条**法の下での平等**

では、人権を尊重する上で、差別の禁止がうたわれています。社会の中で起こっている人権侵害の根本原因として、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により差別されないことあり、「門地」という文言が部落問題にあたります。現在の社会では、条文の記述以外に国籍の違い、性的マイノリティ、病気、刑を終えて出所した等への差別、人権侵害が起こっており、1946(昭和 21)年11月3日公布された当時とは、社会状況が異なり、憲法改正が必要かもしれません。

今、また、世界で最大の人権侵害である戦争が起こり、核戦争の恐怖に襲われています。急速な地球温暖化に拍車をかけ、地球生命が終わるのではないかと不安さえます。子どもたちへ明るい未来を保障していく責任は、大人として重く感じています。「日本国憲法」の三原則をあらためて、しっかり考え、国民として日本の将来を考えなければならないところに立っているのではないのでしょうか。

国際情勢の変化する中で、防衛白書によると日本の基本防衛政策は、専守防衛となっており、自衛隊からすると日本の国土・国民を守ることができないとの見解があります。しかし、敵基地攻撃能力(反撃能力)を保有し、相手国の領域内を攻撃する能力を持つことは、戦後堅持してきた憲法第9条の戦争放棄から逸脱することになり、憲法違反となります。5年以内の防衛力の抜本的強化を目指している政権は、憲法改正への動きを加速させるのではないのでしょうか。国民として、憲法が簡単に変更されてしまって、人権保障が弱められることの無いよう注視していかなくてはならないと思っています。

